

## 福岡市文化・エンターテインメントイベント実施助成金支給要綱

### (通則)

第1条 福岡市文化・エンターテインメントイベント実施助成金(以下「助成金」という。)の支給については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この助成金は、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の影響により、集客人数の減少、あるいは開催経費の増大等、厳しい状況が続いている文化・エンターテインメント業界における地場企業の事業継続を促すとともに、地域経済への波及効果をもたらすことを目的とし、一定規模以上の文化・エンターテインメントイベントを助成するものである。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 文化・エンターテインメント

音楽、ダンス、演劇、伝統芸能、ライブパフォーマンス、ライブアート等をいう。

(2) イベント

福岡市内で開催される集客を伴う事業で、オンライン配信等に要する経費を含まない集客部分の開催経費が概ね 250 万円以上又は集客人数が概ね 500 人以上のものをいう。

(3) 集客人数

助成対象となるイベントの会場への実際の来場客数をいい、オンライン参加者、ウェブ閲覧者、同日における再入場者、出演者、運営関係者などは含まない。

### (助成事業)

第4条 助成金を支給する対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する文化・エンターテインメントイベントとする。

(1) 開催によって、助成事業に関わる地場企業への経済効果、及び来場客等の宿泊や飲食の消費等による地域経済への波及効果が見込まれること。

(2) 感染症の拡大防止に関する国や県及び市の方針・要請等に従うとともに、業種別ガイドラインや福岡市が公表している安心安全に配慮したイベントマニュアル等に沿って、必要な感染症対策が行われること。

(3) 特定の会員や関係者のみを対象としたものでなく、広域的な集客があり広く市民等が参加できる事業であること。

(4) 特定の事業者の利益追求のみを目的としたものでないこと。

(5) イベント内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。

(6) 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを

目的としたものでないこと。

- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としたものでないこと。
- (8) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、もしくはこれらに反対することを目的としたものでないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、助成金の支給が不相当と認められないこと。

#### (助成対象経費)

第5条 助成金の支給対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象外とする。

- (1) 国や県、市その他の団体等による補助金、交付金、負担金その他の金銭給付を受けている事業で、当該金銭給付の対象範囲となっている経費。
  - (2) 打ち合わせやリハーサル等、助成事業の実施当日以外に要する経費。
  - (3) 申請者本人や申請団体の従業員へ支払う経費。ただし、助成事業実施のために事業期間のみ雇う者への支払いは対象とする。
- 2 緊急事態宣言の発出あるいはこれに類する措置等、助成事業の実施者（以下「助成事業者」という。）の責に帰さない事情により、やむを得ず助成事業を中止するとして第11条に基づく実施計画変更の申請が行われたときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、福岡市緊急経済対策実行委員会会長（以下「会長」という。）がやむを得ない事情があると認める範囲において、これを助成対象経費とする。
- (1) 実施計画変更の申請時点において、既に助成事業者が支出している経費（支給決定を受けていた助成対象経費に係るものに限る。）
  - (2) 助成事業の中止に伴い、実施計画変更の申請時点において発生するキャンセル料等（支給決定を受けていた助成対象経費に係るものに限る。）
- 3 緊急事態宣言の発出あるいはこれに類する措置等、助成事業者の責に帰さない事情により、助成事業の実施を助成対象期間外に延期するとして実施計画変更の申請が行われたときの助成対象経費については、前項に準じた取り扱いとする。

#### (助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で会長が決定し、支給する。

- 2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

#### (助成事業者)

第7条 助成事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、助成事業者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 助成事業の運営について、暴力団や暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 平成 31 年 1 月から令和 4 年 5 月の間に、福岡市内において開催された類似の文化・エンターテインメントイベント等において、主催者又は企画制作、運営者等として収益を得た実績が 1 回以上あること。
- (4) その他、助成金の趣旨に照らして適当でないといと会長が判断するものではないこと。

（助成対象期間）

第 8 条 助成の対象期間は、令和 4 年 7 月 10 日から令和 5 年 1 月 15 日までとする。

（助成金の支給の申請）

第 9 条 助成金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は第 7 条各号のいずれにも該当する者又はその団体の代表の地位を有する者でなければならず、会長の定める期間（以下「募集期間」という。）内で、かつ助成事業の開催 10 日前までに助成金支給申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
  - (2) 類似イベント等実績報告書（様式第 3 号）
  - (3) 事業計画書（様式第 4 号）
  - (4) 役員名簿（様式第 5 号）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
- 2 助成金の支給の申請は、1 申請者につき 1 件までとする。ただし、先に提出していた別イベントにかかる申請を取り下げた場合、あるいは先に申請した別イベントにかかる申請について助成金不支給の決定を受けた場合はこの限りでない。
- 3 会長は、第 1 項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めた上で当該書類の是正又は補正を求めることができる。

（決定の通知）

第 10 条 会長は、前条に規定する申請があったときは審査を行い、助成金を支給すべきと認めたときは、助成金支給決定通知書（様式第 6 号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

- 2 会長は、助成金を支給することが不相当と認めたときは、助成金不支給決定

通知書(様式第7号)により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(助成事業の変更)

第11条 助成事業者が、助成事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)を行う場合、あるいは助成事業を中止し、又は延期する場合は、あらかじめ会長に対して実施計画変更申請書(様式第8号)を提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する会長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事業計画の細部の変更であって、助成目的の達成に支障を来すことがなく、助成金支給決定の是非や助成金の額に影響を与えないと会長が認めるもの。
- 3 会長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めたときは、第6条又は前条第1項の決定を変更することができる。
- 4 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第12条 助成事業者は、当該完了の日から1月以内に、事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第10号)
  - (2) 開催状況の写真等、成果を証するもの
  - (3) 事業収支決算書(様式第11号)
  - (4) 助成対象経費に係る支出の確認ができる書類等
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類等
- 2 助成事業者は、第5条第2項又は第3項に規定する場合における実施計画変更申請を行うときは、当該申請書に加え、前項第3号から第5号に掲げる書類等を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 会長は、前条に規定する実績報告等を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを事業実績調査確認書(様式第12号)により調査確認し、適合すると認めたときは、支給すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第13号)により助成事業者に通知しなければならない。

(助成金の支給の時期)

第14条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業の終了後に支給するものとする。

- 2 助成事業者は、前条の規定による助成金確定通知書を受領したときは、会長が定める期日までに、助成金請求書兼口座振込依頼書(様式第14号)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による助成金請求書兼口座振込依頼書が助成事業者より提出されたときは、その内容を審査確認のうえ、助成事業者に対して助成金の支給を行わなければならない。

(決定の取消し)

第15条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第6条又は第10条第1項による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業が第4条に該当しないことが判明したとき
  - (2) 助成事業者が助成金の支給申請時において第7条に該当していないことが判明したとき
  - (3) 申請書類、あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき
  - (4) 助成事業が当該助成対象期間中に完了しないことが判明したとき
  - (5) 偽りその他不正な手段によって助成金の支給決定を受けたとき
  - (6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
  - (7) 助成事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、助成金の支給が不相当と会長が認めるとき
- 2 前項の規定は、第13条の規定に基づき支給すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。
- 3 会長は、感染症拡大防止等のため、助成事業を実施しないことが適当であると認めたときは、第6条又は第10条第1項による決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 会長は、第1項又は前項の規定に基づき取消しを決定したときは、助成金支給決定取消通知書(様式第15号)により助成事業者に通知しなければならない。
- 5 会長は、助成事業者が第1項第5号から第7号までに該当する場合、当該助成事業者の名称及びその内容を公表することができる。

(助成金の返還)

第16条 会長は、前条第1項又は第18条第3項の規定に基づき助成金の支給決定を取り消した場合において、助成事業者に対して既に支給した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を請求しなければならない。

- 2 会長は、助成事業者に対して助成金の返還を請求するときは、助成金返還通知書(様式第16号)により、返還金額、返還理由及び返還期日を助成事業者

に通知しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第 17 条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を福岡市緊急経済対策実行委員会に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が 10 円未満であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定の適用については、当該助成金が 2 回以上に分けて交付されているときは、返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を請求された額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
  - 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする
  - 4 助成事業者が助成金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和 32 年福岡市条例第 12 号）第 4 条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。
  - 5 会長は、第 1 項又は第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(暴力団の排除)

- 第 18 条 会長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を支給しないものとする。
    - (1) 役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
    - (2) 役員のうち暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
  - 3 会長は、助成事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 4 会長は、助成事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は助成事業者に対し、当該申請者又は助成事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(書類の保存)

- 第 19 条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を当該助成事業終了後 5 年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第20条 助成事業者は、商号もしくは名称又は本店、主たる営業所もしくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく助成金に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第1（第5条関係）

助成対象経費	説明
1 地域経済の活性化に資する経費	<p>地場企業（福岡市内に本社を置く企業）等に発注される経費のうち、福岡市緊急経済対策実行委員会会長（以下「会長」といいます。）が助成金の支給が適当と認めるもの。ただし、食料費や施設利用料等は除く</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舞台製作費</li> <li>・ 機材調達費</li> <li>・ 関係者の市内宿泊料</li> </ul>
2 衛生対策人件費	<p>感染症対策に従事する労働者の雇用に関する経費</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退場口や会場内において検温や消毒など、感染症対策に従事するスタッフの人件費</li> <li>・ 会場に感染症対策に従事する医療従事者を配置する場合の人件費</li> </ul>
3 衛生備品関連費	<p>感染症対策に必要な備品に関する経費（リースを含む）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非接触型体温計等の購入費</li> <li>・ サーモグラフィや空気清浄機、サーキュレーター等のリース費</li> </ul>
4 衛生関連消耗品費	<p>感染症対策に必要な衛生関連消耗品に関する経費</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗原検査キット、マスク、消毒液等の購入費</li> </ul>
5 その他の感染症対策経費	<p>第2号から第4号に掲げるもののほか、感染症対策のため会長が特に必要と認める経費</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCR検査等の受検費用</li> <li>・ 非接触型決済システムの導入にかかる経費</li> </ul>